

コンビナート地域の高圧ガス製造許可等に関する 高圧ガス保安法の事務・権限について、 令和7年4月1日から横浜市に移譲されます！

横浜市・神奈川県では、「横浜市神奈川県調整会議」（令和2年11月）における横浜市長・神奈川県知事の協議結果に基づき、コンビナート地域の防災力強化に向けて、コンビナート地域における高圧ガス製造許可等の事務・権限移譲に向けた実務協議を進めてきました。

このたび、令和6年12月に神奈川県の「事務処理の特例に関する条例」が改正・公布され、令和7年4月1日から、神奈川県から横浜市へ事務・権限が移譲されることが決定しましたので、お知らせいたします。

この事務・権限移譲が実現することで、消防を担う横浜市が、これまでの危険物の許可権限に加え、コンビナート地域における高圧ガス保安法の権限を併せて担うことにより、一体的な指導による保安体制の充実が図られるほか、災害発生時にも迅速かつ円滑な対応が可能になります。

1 移譲時期

令和7年4月1日

2 権限移譲内容

コンビナート地域における高圧ガス製造許可等

3 権限移譲に伴う今後の対応について

令和7年4月1日から本市で取り扱う事務手続きについては、改めて事業者等に周知・案内を行います。

※なお、コンビナート地域以外の高圧ガス保安法に基づく許可等の事務・権限については、第5次地方分権一括法による高圧ガス保安法の改正により、平成30年4月に既に横浜市に移譲されています。

お問合せ先

(権限移譲全般に関すること)

政策経営局広域行政課担当課長 柴 政紀 Tel 045-671-2109

(高圧ガスの製造許可等の内容に関すること)

消防局保安課担当課長 川田 千年 Tel 045-334-6615



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷



コンビナート地域の高圧ガス製造許可等に関する高圧ガス保安法の事務・権限の移譲について

移譲前（令和7年3月31日まで）

高圧ガス^(※1)の製造許可等、高圧ガス保安法の事務は、コンビナート地域は災害発生時に被害が市域を超える危険があるとして神奈川県が所管し、コンビナート地域以外は横浜市が所管^(※2)。

※1 圧縮ガス、圧縮アセチレンガス、液化ガス、政令指定液化ガス

※2 第5次地方分権一括法（平成30年）により横浜市に移譲



コンビナート地域における
高圧ガス保安法の事務・権限が
神奈川県から横浜市に移譲へ

移譲後（令和7年4月1日から）

横浜市内のすべての地域で、横浜市が事務を所管。

